

電子提供措置の開始日 2024年3月1日

第10期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
会社の体制及び方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

K&O エナジーグループ株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が当事業年度末日に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	発行回次 (発行決議日)	行使価額	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役	第4回新株予約権 (2013年10月24日)	1株当たり1円	2014年1月6日から 2032年4月26日まで	3個	普通株式 1,500株	1名
	第5回新株予約権 (2013年10月24日)	1株当たり1円	2014年1月6日から 2033年4月25日まで	2個	普通株式 1,000株	1名
	第7回新株予約権 (2013年10月23日)	1株当たり1円	2014年1月6日から 2030年4月19日まで	3個	普通株式 1,200株	1名
	第8回新株予約権 (2013年10月23日)	1株当たり1円	2014年1月6日から 2031年4月18日まで	3個	普通株式 1,200株	1名
	第9回新株予約権 (2013年10月23日)	1株当たり1円	2014年1月6日から 2032年4月20日まで	4個	普通株式 1,600株	1名
	第10回新株予約権 (2013年10月23日)	1株当たり1円	2014年1月6日から 2033年4月18日まで	3個	普通株式 1,200株	1名
	第11回新株予約権 (2014年3月27日)	1株当たり1円	2014年4月25日から 2034年4月24日まで	30個	普通株式 3,000株	2名
	第12回新株予約権 (2015年3月26日)	1株当たり1円	2015年4月25日から 2035年4月24日まで	24個	普通株式 2,400株	2名
	第13回新株予約権 (2016年3月30日)	1株当たり1円	2016年4月23日から 2036年4月22日まで	27個	普通株式 2,700株	2名
	第14回新株予約権 (2017年3月29日)	1株当たり1円	2017年4月29日から 2037年4月28日まで	19個	普通株式 1,900株	2名
	第15回新株予約権 (2018年3月29日)	1株当たり1円	2018年4月28日から 2038年4月27日まで	32個	普通株式 3,200株	3名
	第16回新株予約権 (2019年3月28日)	1株当たり1円	2019年4月27日から 2039年4月26日まで	32個	普通株式 3,200株	3名
	第17回新株予約権 (2020年3月27日)	1株当たり1円	2020年4月25日から 2040年4月24日まで	48個	普通株式 4,800株	4名
	第18回新株予約権 (2021年3月30日)	1株当たり1円	2021年4月23日から 2041年4月22日まで	53個	普通株式 5,300株	4名

区分	発行回次 (発行決議日)	行使価額	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
監査役	第14回新株予約権 (2017年3月29日)	1株当たり1円	2017年4月29日から 2037年4月28日まで	5個	普通株式 500株	1名
	第15回新株予約権 (2018年3月29日)	1株当たり1円	2018年4月28日から 2038年4月27日まで	7個	普通株式 700株	1名
	第16回新株予約権 (2019年3月28日)	1株当たり1円	2019年4月27日から 2039年4月26日まで	6個	普通株式 600株	1名
	第17回新株予約権 (2020年3月27日)	1株当たり1円	2020年4月25日から 2040年4月24日まで	7個	普通株式 700株	1名
	第18回新株予約権 (2021年3月30日)	1株当たり1円	2021年4月23日から 2041年4月22日まで	7個	普通株式 700株	1名

(注) 1. 2013年10月23日開催の大多喜ガス(株)の臨時株主総会及び2013年10月24日開催の関東天然瓦斯開発(株)の臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に両社が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権（第1回から第10回）が交付されております。なお、第4回から第10回までの「行使期間」欄の始期は、当社設立日であります。

2. 新株予約権の目的である株式の数は、第4回及び第5回は1個当たり500株、第7回から第10回は1個当たり400株、第11回からは1個当たり100株であります。

新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権者は、当社または当社の子会社のいずれの取締役及び執行役員の地位も喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- ③ 前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - (イ) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - (ロ) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
 - (ハ) 相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
34百万円
- ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
75百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「エネルギーとヨウ素の開発・生産・販売を通じ、快適で豊かな生活と持続可能な社会の実現に貢献します」との経営理念のもと、事業全般にわたる信頼性を確保し、適正な会社業務を遂行するため、次のとおり体制を整備し、適宜検証または改善に努めます。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 取締役会は、当社社長及び子会社社長等で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員及び使用人が守るべき基本的誓約として制定した「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」の徹底を図り、遵法精神と企業倫理に基づいた企業活動を推進します。
 - (ロ) 取締役会は、法令及び「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回の開催に加え、必要に応じて随時開催し、会社の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に関して、適正な実施に努めます。
 - (ハ) 取締役は、取締役会において、会社の業務執行にかかる重要事項を適時に諮るとともに、職務執行状況を定期的に、また必要に応じて報告します。
 - (ニ) 取締役は、適正な経営判断が行えるよう、常に情報収集と意思疎通に努めます。
 - (ホ) 当社は、内部監査組織として監査室を設置し、金融商品取引法における内部統制の評価を実施するとともに、その評価結果等を当社の全ての取締役及び監査役等を構成員とする内部統制評価会議に報告します。
 - (ヘ) 当社は、当社社長及び当社独立社外取締役で構成される指名委員会を設置します。当委員会は、他の社内機関より独立した立場から、取締役及び監査役等の候補者案を審議し（監査役候補者案については、会社法第343条第1項・第3項に基づき、監査役会の同意を得たうえで）、取締役会に付議します。
 - (ト) 当社は、当社社長及び当社独立社外取締役で構成される報酬委員会を設置します。当委員会は、他の社内機関より独立した立場から、取締役の報酬案を審議し、取締役会に付議します。
- ② 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行にかかる取締役会議事録や決裁書等の情報については、法令及び「文書規則」等に基づき、適切な保存及び管理を実施します。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 取締役は、当社事業を取り巻くリスクを全般的に把握、評価したうえ、中期経営計画、部門目標等に取り入れ、それらに適時適切に対応いたします。
 - (ロ) 大規模地震等の災害につきましては、子会社を中心に災害対策マニュアルの策定、災害時連絡系統の整備、緊急用資材調達手段の整備、それらに則った防災訓練を行うこと等により、災害発生時に適切な対応をいたします。
 - (ハ) その他の事業遂行上のリスクにつきましては、各担当部門において専門的な検討を加えたうえ、適切に管理しており、管掌の取締役がそれを監督し、必要に応じて取締役会で検証を行います。
 - (ニ) リスク管理体制が有効に機能しているか否かは、監査室によっても検証され、取締役社長に適宜報告のうえ、必要があれば改善を行います。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役は、中期経営計画や年度予算の確実な遂行に向けて、部門目標を適切に管理し、これらの経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時確認、検証します。
 - (ロ) 取締役は、「取締役会規則」及び職務権限に関する規定により、取締役会付議事項または社内決裁事項を判断し、迅速かつ的確な意思決定を行います。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 当社は、使用人の職務執行における法令遵守の定着を図るため、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」の徹底をはじめとした、コンプライアンス委員会による教育活動を推進します。
 - (ロ) 当社は、法令、定款または倫理に反する虞のある事項を発見した場合の相談・通報手段として、内部通報制度（氏名を明らかにして行う方法と外部機関が運営するヘルプラインを通じて匿名で行うことのできる方法の2種）を設けて、迅速に調査・対応できる体制を確立します。
 - (ハ) 当社は、潜在的な問題の早期把握に努め、コンプライアンス委員会による是正措置の決定や顧問弁護士との連携等により、適切に解決します。
 - (ニ) 当社は、内部監査組織として監査室を設置し、使用人の職務執行が適正に行われることを確認し、職務執行状況に問題があった場合は、速やかに是正措置を行います。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社グループは、各社取締役会やグループ経営執行会議を通じて、グループ各社の情

報把握と意思疎通を行うとともに、子会社情報が親会社の取締役会に迅速かつ的確に報告される体制を確立します。

- (ロ) 子会社の取締役は、職務権限に関する規定により、親会社に承認を求める事項、親会社からの指示に基づき実施する事項または各子会社にて決裁する事項を判断し、迅速かつ的確な意思決定を行います。また、各子会社で決裁された重要事項については、職務権限に関する規定及び「関係会社管理規程」に基づき、定期的に親会社に報告されます。
 - (ハ) 子会社の取締役は、各社事業を取り巻くリスクを全般的に把握、評価したうえ、グループとしての統一方針のもと、中期経営計画、部門目標等に取り入れ、それらに適切適切に対応するとともに、そのリスク管理体制が有効に機能しているか否かは、グループ全体の内部監査部門である監査室によっても検証されます。その検証結果は、当社取締役社長及び当該子会社の取締役社長に適宜報告のうえ、必要があれば改善を行います。
 - (ニ) 当社グループは、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の進むべき方向性や位置付けを明確にするとともに、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」を全ての子会社に適用し、子会社における業務の適正を確保するための積極的な支援、指導を行います。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役職務を補助する組織を総務部とし、監査役の必要に応じて専任の補助者を置く場合は、その能力、資格、権限、指揮命令及び処遇等について、取締役と監査役が協議するものとします。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、グループ各社の監査役が相互に連携し、グループ全体を網羅した監査を行う体制を整備します。当社グループでは、グループ各社の取締役及び使用人が、法定事項に加えて、会社に重大な影響を及ぼすと思われる事項や、コンプライアンス委員会における付議事項を速やかに監査役に報告し、監査役の要請に基づき、必要な情報提供を行うとともに、内部通報制度を整備することで、内部通報業務に従事する者に守秘義務を課したうえで、グループ各社の取締役及び従業員からの報告が匿名性を維持した状態でコンプライア

ンス委員会及び監査役に報告される体制を確立します。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の取り扱いについての所管部署を総務部としており、職務の執行上必要と認める費用について適宜予算計上するとともに、緊急または臨時に支出した費用については事後に速やかに償還します。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ) 取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる体制を維持します。
(ロ) 取締役は、監査役が会計監査人及び監査室と連携、相談できる体制を維持します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社グループでは、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会がグループ横断的に開催されているほか、定期的な職場単位でのミーティングの実施や社内メールによる周知、外部講師による講演会の開催等を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

加えて、当社にて外部の専門窓口を介して匿名で通報できる内部通報制度（内部通報ヘルプライン）を設けており、グループ各社も含めて運用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

グループ各社にて事業全般におけるリスクを把握、評価、分析し、中期経営計画や部門目標等に反映して適切に管理しているほか、ライフライン事業に携わる者として特に大規模地震等の保安上のリスクに備えるため、子会社を中心に災害対策マニュアルを策定し、防災訓練を行うことなどにより保安体制を整備しております。

③ 職務執行体制

当社は、「取締役会規則」及び職務権限に関する規定にて取締役会付議事項及び社内決裁事項を明確に定めており、各取締役は、取締役会において、会社の業務執行にかかる重要事項を適時に諮り、職務執行状況を定期的に報告するとともに、適正な経営判断が行えるよう、グループ経営執行会議等を通じて、社内及びグループ内の情報収集と意思疎通を徹

底しております。

また、子会社においても、当社の承認を求める事項、当社からの指示に基づき実施する事項、各子会社で決裁する事項を明確化しており、各子会社で決裁された重要事項については定期的に当社に報告されています。

さらに、グループ全体を通して法令及び社内規則に基づいた迅速かつ的確な意思決定に努めながら、中期経営計画や年度予算の確実な遂行に向けて、実行計画や部門目標を適切に管理し、これらの経営目標の進捗状況について、グループ各社の取締役会等にて随時確認、検証しております。

④ 内部監査体制

グループ全体の内部監査部門である監査室において、年度毎に監査計画を策定し、その計画に基づいて各部門への業務監査及び金商法に係る内部統制監査を実施しているほか、従業員を対象とした内部統制研修を定期的に行い、グループ内の内部統制全般に対する知識の拡充、理解の深耕を図ることで、自発的に適切な業務執行を維持できる体制の構築に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,000	13,915	62,466	△1,230	83,151
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△904		△904
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			6,464		6,464
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		28		23	51
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	28	5,559	22	5,609
当 期 末 残 高	8,000	13,943	68,025	△1,208	88,761

	その他の包括利益累計額		
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
当期首残高	672	256	929
当期変動額			
剰余金の配当			
親会社株主に帰属 する当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	474	20	494
当期変動額合計	474	20	494
当期末残高	1,146	277	1,424

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	195	2,109	86,385
当期変動額			
剰余金の配当			△904
親会社株主に帰属 する当期純利益			6,464
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			51
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△17	456	934
当期変動額合計	△17	456	6,544
当期末残高	177	2,566	92,929

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

関東天然瓦斯開発(株)、大多喜ガス(株)、K & Oヨウ素(株)、(株)WE LMA

(2) 主要な非連結子会社の名称等

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため連結対象から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち、主要な会社等の名称等

五井コーストエナジー(株)、なのはなパイプライン(株)

持分法を適用していない会社は、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)WE LMAの決算日は、9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を適用しております。

(ロ) その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を適用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法を適用しております。

棚卸資産

(イ) 商品及び製品

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を適用しております。

- (ロ) 原材料及び貯蔵品
主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。
 - (ハ) 仕掛品（未成工事支出金）
個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社3社は定額法、その他の連結子会社は主として定率法を適用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 無形固定資産（リース資産を除く）
鉱業権については生産高比例法、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、その他については定額法を適用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。
- 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダーの定期修繕費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に均等配分し計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- (イ) 都市ガス
契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度履行義務が充足されますが、ガス事業会計規則に基づき検針日基準により収益を計上しております。
 - (ロ) ヨウ素
ヨウ素の製造及び販売をしており、顧客に製品を引き渡した時点で収益を計上しています。
 - (ハ) 工事契約
工事契約に係る収益については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として見積総原価に対する発生原価の割合に基づくインプット法によっております。なお、工期が短い工事契約等は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

12年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」といいます。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、取得価額をもって連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託等については、時価をもって連結貸借対照表価額とすることに変更しております。なお、連結計算書類に与える影響額は軽微です。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めておりました「減損損失」（前連結会計年度6百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 退職給付に係る会計処理

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産 163百万円

退職給付に係る負債 4,258百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

退職給付債務及び費用の算定にあたり、割引率や退職率、死亡率等の数理計算上で設定される前提条件に基づいております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

実際の数理計算結果が前提条件と異なる場合や前提条件を変更した場合には、将来の退職給付債務及び費用に影響を受ける可能性があります。

2. 電力及びL P ガスの検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

需要家による電力及びL P ガスの使用によって発生する売上高は、検針日を基準として売上高を認識しておりますが、検針日と期末日が相違する場合は、検針日から期末日までの期間の売上高を合理的な見積りを用いて計上しており、当連結会計年度において106百万円計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

検針日から期末日までの期間の売上高は、同種の契約ごとに未検針期間の使用量及び単価を見積もって未検針期間に対応する売上高を算定しております。

当該使用量については、決算月における会社の購入量を基礎として、月初から月末までの総使用量を同種の契約グループ別に配賦計算し、電力収益に関してはロス率を加味し、期間按分することで見積りを実施しております。また、当該単価については顧客ごとに設定された単価ではなく、同種の契約グループ別に、決算月の前年同月の平均単価を基礎として見積りを実施しております。

これらの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、実績との差異があった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において算定される売上高の金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 2,119百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上される完成工事高については、工事原価総額を基礎として、期末までの既発生原価額に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算出しております。工事原価総額の見積りの基礎となる工事契約ごとの実行予算は、個々の案件に特有の状況を織り込み、当連結会計年度末時点で将来に発生する各費目を合理的に見積もったうえで算定しております。

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、将来の経済状況の変化による建設資材単価、労務単価の変動や、施工環境の変化、具体的には工期・工法・施工範囲等の変更、発注者との協議状況等の変化により主要な仮定に変動が生じた場合、翌連結会計年度の完成工事高に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産

建物及び構築物	19,462百万円
機械装置及び運搬具	84,126百万円
その他	18,556百万円

2. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	25百万円
売掛金	10,225百万円
契約資産	932百万円

3. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は、151百万円です。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額は、96,298百万円です。

2. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、△26百万円です。

3. 減損損失

場所	用途	種類	金額 (百万円)
千葉県茂原市	事業用資産 (その他事業)	土地、その他(有形固定資産)、無形固定資産	51
合計			51

当社グループは、事業用資産については、ガス事業、ヨウ素事業、建設事業及び器具販売事業等によるその他事業を基礎としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については、個々の物件ごとにグルーピングしております。

当連結会計年度において、その他事業に計上しておりました固定資産に関して、現在の事業環境及び今後の業績見通し等を勘案し、将来の収益を見積もった結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において減損損失51百万円を特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地1百万円、その他(有形固定資産) 39百万円、無形固定資産11百万円であります。

なお、回収可能価額は、零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 28,336,061株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	452百万円	17円00銭	2022年 12月31日	2023年 3月29日
2023年8月14日 取締役会	普通株式	452百万円	17円00銭	2023年 6月30日	2023年 9月1日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	559百万円	21円00銭	2023年 12月31日	2024年 3月27日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 130,700株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、グループ各社との間でグループファイナンスを行っており、グループの資金は直近の必要資金を除き、当社において集中管理し、概ね当社が一括して資金の運用及び調達を行っております。資金運用については安全性を重視したうえで、流動性及び収益性を勘案して運用し、資金調達については必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券及び証券投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。このうち一部は、為替の変動リスクに晒されております。関係会社長期貸付金は、当社の関係会社に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理に関する規則等に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。満期保有目的の債券は、資金管理に関する規則等に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、当社との間でグループファイナンスを行っているグループ各社から報告される情報に基づき、適時に資金計画を作成・更新するほか、取引銀行との間に当座借越契約を締結する等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注1）をご参照ください。）また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「関係会社長期貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券（※1）	14,246	14,246	—
資 産 計	14,246	14,246	—
長期借入金（※2）	926	924	△1
負 債 計	926	924	△1

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託を含めております。

（※2）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注1）市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	4,163

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,553	—	—	4,553
債券	—	2,201	1,186	3,387
その他(※1)	37	6,185	—	6,222
資産計	4,590	8,387	1,186	14,163

(※1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含めておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は83百万円であります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	924	—	924
負債計	—	924	—	924

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しています。公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、現在価値技法等のモデルで第三者が算定した価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ等のインプットを使用しています。

また、これらに使用された重要なインプットが観察可能である場合はレベル2の時価に、観察不能である場合はレベル3の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

レベル3の時価は、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものが大半を占めていることから、時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報等の注記を省略しております。

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券及び 投資有価証券
	その他有価証券
	その他債券
期首残高	1,357
当期の損益またはその他の包括利益	
当期の損益に計上	—
その他の包括利益に計上(※)	28
購入、売却、償還による変動額	△200
レベル3の時価への振替	—
レベル3の時価からの振替	—
期末残高	1,186
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—

(※) 連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に計上しておりません。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、取引金融機関から提示された価格を用いて評価を行っております。

(注3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
第24-9項の取扱いを適用した基準価額を時価とみなす投資信託に関する情報

(1) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	有価証券及び 投資有価証券
	その他有価証券
	その他
期首残高	81
当期の損益またはその他の包括利益	
当期の損益に計上	—
その他の包括利益に計上(※)	1
購入、売却、償還による変動額	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	83
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—

(※) 連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳
解約に一定程度の期間を要するもの等 83百万円

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ガス事業	ヨウ素事業	計		
顧客との契約から生じる収益	75,880	12,210	88,091	8,207	96,298
外部顧客への売上高	75,880	12,210	88,091	8,207	96,298

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業及び器具販売事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当期首残高	当期末残高
顧客との契約から生じた債権	13,918	10,250
契約資産	1,006	932
契約負債	100	151

契約資産は、主に、ガス売上において、決算月の検針日から決算日までが生じた収益を合理的に見積り認識した未請求売掛金と、工事契約に係る収益において、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識した工事売上分です。

契約負債は、主に、期末日時点で契約が完了している建設工事売上において、支払条件に基づき顧客から受領した前受金に関するものです。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、99百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の注記を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,386円39銭
2. 1株当たり当期純利益金額	242円81銭

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	8,000	2,000	44,571	46,571	1,000	3,241	4,241
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△904	△904
当 期 純 利 益						1,696	1,696
自己株式の取得							
自己株式の処分			28	28			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	28	28	-	792	792
当 期 末 残 高	8,000	2,000	44,599	46,599	1,000	4,033	5,033

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 計 合
	自己株式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,230	57,582	687	687	195	58,464
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△904				△904
当 期 純 利 益		1,696				1,696
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1				△1
自 己 株 式 の 処 分	23	51				51
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			445	445	△17	427
当 期 変 動 額 合 計	22	842	445	445	△17	1,270
当 期 末 残 高	△1,208	58,424	1,132	1,132	177	59,734

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価法を適用しております。
 - (ロ) その他有価証券
 - (a) 市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法を適用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (b) 市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法を適用しております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品
移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を適用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - (a) 商標権
10年の定額法により償却しております。
 - (b) ソフトウェア
自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を適用しております。
 - (ハ) 投資その他の資産
長期前払費用については、定額法を適用しております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
4. 収益及び費用の計上基準
持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、業務受託料及び受取配当金であります。
経営指導料及び業務受託料については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」といいます。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、取得価額をもって当事業年度の貸借対照表価額としていた一部の投資信託等については、時価をもって当事業年度の貸借対照表価額とすることに変更しております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響額は軽微です。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「有価証券売却益」(当事業年度12百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」(前事業年度0百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産

建物 5百万円

工具、器具及び備品 30百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 9百万円

短期金銭債務 3百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 2,693百万円

営業費用 22百万円

営業取引以外の取引による取引高 22百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,704,354株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払費用であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	関東天然瓦斯開発(株)	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス 役員の兼任	資金の預り (注) 1	8,175	—	—
	大多喜ガス(株)	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス 役員の兼任	経営指導料の受取り (注) 2	430	—	—
				資金の預り (注) 1	2,750	—	—
				業務受託料の受取り (注) 3	322	営業未収入金	0
	K & Oヨウ素(株)	所有 直接80%	グループ ファイナンス 役員の兼任	資金の回収 (注) 4	500	関係会社 長期貸付金	613
				配当金の受取り (注) 5	1,350	—	—
	(株)WE LMA	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス 役員の兼任	資金の貸付 (注) 4	800	関係会社 長期貸付金	900

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 預り金の利率については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているものは、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
2. 経営指導料の受取りについては、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。
3. 業務受託料の受取りについては、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。
4. 貸付金の利率については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているものは、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
5. 配当金の受取りについては、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,236円32銭
2. 1株当たり当期純利益金額	63円74銭